



世田谷区本庁舎等整備実施設計概要（案）

令和2年2月12日

本日はお話しすること

- 0 全体スケジュール**
- 1 実施設計概要（案）取りまとめまでのユニバーサルデザインに関する検討の経緯**
- 2 実施設計概要（案）について**
- 3 建設計画及び工期ごとの部署配置について**
- 4 今後の予定**

区では、本庁舎等整備について、平成31年3月に策定した「基本設計」やそれに先立って開催された障害者団体対象の説明会においていただいたご意見等を踏まえ、平成31年4月から実施設計に着手し、施工のための詳細設計や各種法令に基づく手続きを進めてきました。

このたび、実施設計概要（案）として取りまとめ、2月5日に開催された区議会の本庁舎整備対策等特別委員会に報告し、本日、改めて障害者団体の皆様にご説明することとなりました。

本日は、0 全体スケジュール、1 実施設計概要（案）を取りまとめるまでのユニバーサルデザインに関する検討の経緯、2 実施設計概要（案）について、昨年3月の基本設計策定時から大きく変更したポイントやユニバーサルデザインの観点からの設計について、3 3期7.5か月に渡る建設計画と工期ごとの部署配置、最後に今後の予定についてご説明します。

0 全体スケジュール

平成28年度	基本構想（平成28年12月策定）
平成29年度	公募型プロポーザル最優秀者提案（平成29年9月）
平成30年度	基本設計方針（平成30年6月）
平成31年度	基本設計（平成31年3月策定）
令和元年度	実施設計（平成31年4月着手） ・実施設計 ←
令和2年度	・建築基準法手続（令和2年4月予定） ・施工者選定手続き開始（令和2年5月予定）
～令和9年度	整備工事（令和2年度2月着手 ～令和9年4月竣工予定）

本庁舎等整備についての全体スケジュールですが、これまでの経緯として、平成28年12月に基本構想を策定し、平成29年9月には公募型プロポーザルで設計者を選定しました。平成30年6月には基本設計方針を、平成31年3月には基本設計を策定しました。先ほどの繰り返しになりますが、平成31年4月からは、基本設計等をもとに実施設計に着手し、施工のための詳細設計や各種法令に基づく手続きを進めてきました。スライドの中の青枠で囲い、矢印でお示ししている部分です。本年4月には建築基準法の手続き（計画通知等）を開始し、5月には実際に工事を担う施工者の選定手続きとして、入札の公告を行う予定です。整備工事は、令和2年度2月から令和9年4月までの75か月を3期に分けて行う予定です。

1 実施設計概要（案）の取りまとめまでのユニバーサルデザインに関する検討の経緯

1 実施設計概要（案）の取りまとめまでのユニバーサルデザインに関する検討の経緯

(1) ユニバーサルデザイン検討会

〈基本設計〉（平成30年度）

- ・平成30年10月 6日 第1回 トイレ・授乳室
- ・平成30年10月29日 第2回 避難
- ・平成30年11月 5日 第3回 区民窓口
- ・平成31年 3月29日 第4回 段差解消、避難対策、トイレ

〈実施設計〉（平成31年度）

- ・令和元年 6月24日 第5回 大階段
- ・令和2年 1月17日 第6回 サイン計画、窓口関係

本庁舎等整備の設計を進める上で、当事者参加による『ユニバーサルデザイン検討会』を、平成30年度の基本設計で4回、平成31年度の実施設計で2回、計6回開催しました。

基本設計における検討項目としては、『トイレ・授乳室』『避難』『区民窓口』『段差解消、避難対策、トイレ』をテーマに検討会を実施し、下記事項を基本設計へ反映しました。

- ・階段の一時待避スペースの設置
- ・非常用エレベーターの設置
- ・男女共用トイレの設置
- ・多機能トイレの分散配置
- ・フラッシュランプの設置
- ・キッズスペースの設置
- ・介助犬用トイレを東西1階の多機能トイレで利用できる運用
- ・カーム・クールダウンスペースを会議室・相談室で利用できる運用

また、実施設計においては、『大階段の形状』や『サイン計画、窓口関係の考え方』を検討しました。

サイン計画については、施工段階においても、実寸大模型を活用しながら、引き続き検討することとしました。

(2) 「世田谷区本庁舎等整備基本設計（案）」説明会

(平成31年3月13日開催)

○ いただいた主なご意見

- ・ 議会傍聴席の手話通訳者の配置場所を検討してもらいたい。
- ・ 工事期間中に窓口の場所が変わっても、来庁者が迷わないように配慮してもらいたい。
- ・ 通常のトイレと多目的トイレは同じエリアに配置されるのか。
- ・ 盲導犬用のトイレはどのように設置されるのか。
- ・ エレベーターの大きさはどうなるのか。
- ・ 身障者用駐車スペースには、雨天時に備え、屋根を設置してほしい。
また、1箇所につき2台分の駐車スペースを確保してほしい。

昨年3月13日に開催された障害者団体向けの基本設計（案）の説明会では、主に次のようなご意見をいただきました。

- ・ 議会傍聴席の手話通訳者の配置場所を検討してもらいたい。
- ・ 工事期間中に窓口の場所が変わっても、来庁者が迷わないように配慮してもらいたい。
- ・ 通常のトイレと多目的トイレは同じエリアに配置されるのか。
- ・ 盲導犬用のトイレはどのように設置されるのか。
- ・ エレベーターの大きさはどうなるのか。
- ・ 身障者用駐車スペースには、雨天時に備え、屋根を設置してほしい。また、1箇所につき2台分の駐車スペースを確保してほしい。

これらのご意見等を踏まえた設計については、後ほどご説明します。

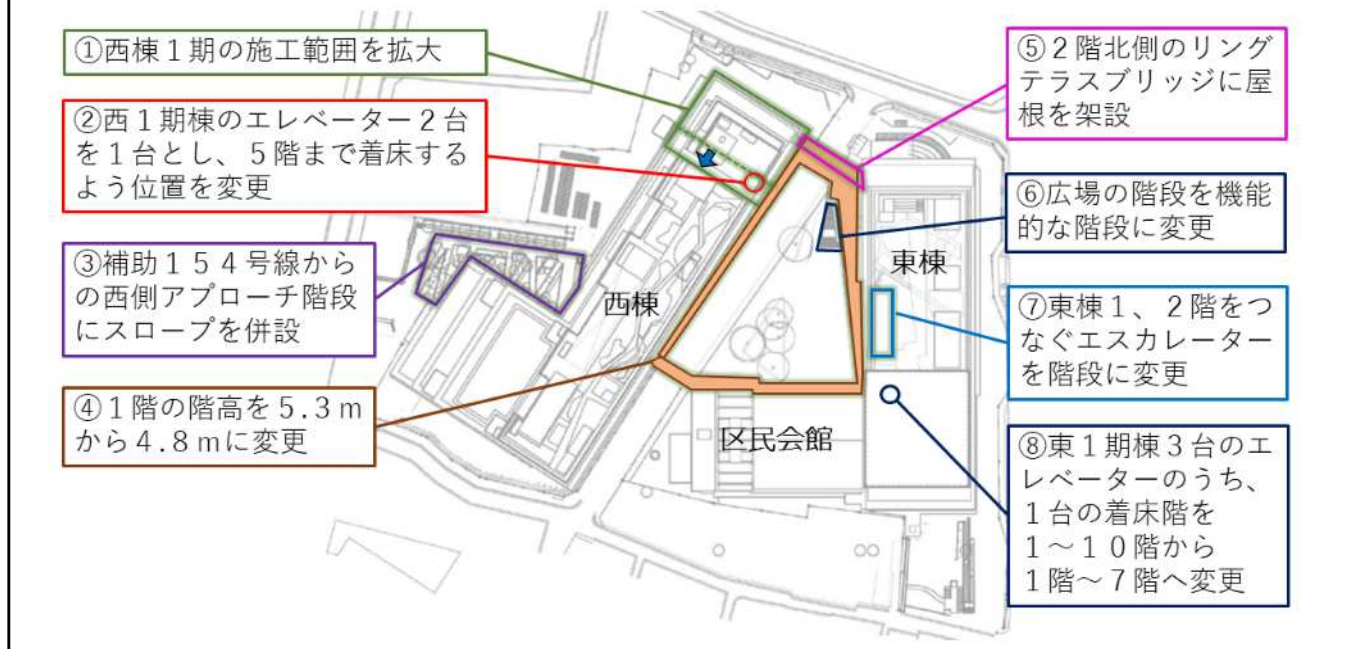
2 実施設計概要（案）について

- (1) 基本設計から大きく変更したポイント
- (2) 実施設計概要（案）について
(ユニバーサルデザインの観点から)

2 実施設計概要（案）について

- (1) 基本設計から大きく変更したポイント
- (2) 実施設計概要（案）について（ユニバーサルデザインの観点から）

(1) 基本設計から大きく変更したポイント



基本設計から基本設計概要（案）の策定までに大きく変更したポイントを説明します。

1期、2期工事中の都市整備領域や環境政策部、施設営繕担当部の本庁舎敷地外の移転先として、旧玉川高校の利活用について東京都と調整を始めたことから、今後の円滑なローリングを目的に西1期棟の施工範囲を拡大しました。

コスト縮減の観点から輸送計画を再検証し、西1期棟エレベーター2台を1台へ削減するとともに、西1期棟の施工範囲の拡大に伴い、エレベーターの設置位置を2期棟に近い部分に移動させることで、地下2階から地上5階まで着床できるようにしました。（変更前は4階まで）

補助154号道路からの西棟西側に設置するアプローチ階段にスロープを併設しました。

コスト縮減の観点から1階の階高を5.3mから4.8mに変更しました。

東西棟の出入口を直線で結ぶ北側のリングテラスブリッジ部分に、屋根を架け、雨でも2階レベルでの移動に利用できるよう、機能を向上させました。

設置の有無を検討していたリングテラスと広場を結ぶスロープは、使いやすさや、テラス、広場、区民交流機能との関係等を検証した結果、設置しないこととしました。なお、大階段は機能的な階段に変更しました。

東棟2階のレストランへの動線を向上させることやコスト縮減の観点から、東棟1階から2階へのエスカレーターを階段に変更しました。

東棟9階、10階の議会機能の配置や動線の改善のため、東1期棟に設置する3台のエレベーターのうち1台の着床階を1階～10階から1階～7階へ変更しました。

⑨ 基本設計段階で64ヶ月としていた工期を以下の理由により75ヶ月に変更

・資材調達の困難

東京オリンピック後も、大阪万博や大規模再開発の予定
引き続き、鋼材の納期に長期を要す見込み

→ 東棟1期工事の逆打ち工法を中止・・・+3ヶ月

・建設業における働き方改革

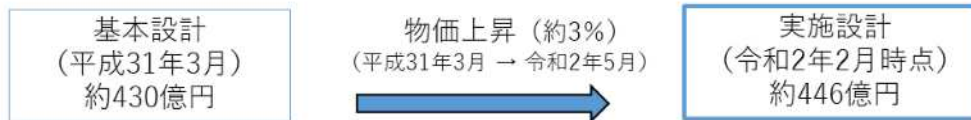
令和元年公布、令和2年施行の改正建設業法に、工期適正化に向けた方針
が示される。

建設業の働き方改革を見据えた工期設定が必要。

→ 1ヶ月あたりの現場稼働日数を22日から20日へ・・・+8ヶ月

⑩ 概算事業費を変更

(概算事業費：建設工事費・解体工事費、移転・引越費、調査・設計費の合計)



工期については、基本設計段階では64か月と想定していましたが、資材調達の困難さや建設業における働き方改革等を踏まえ、より適正な工期として、75か月に変更しました。

・資材調達の困難さとして、東京オリンピック後も、2025年大阪万博や都内の大規模再開発が予定されており、1期工事の工程を短縮する目的で計画していた逆打(さかうち)工法に使用する鋼材の納期に半年以上を要し、大幅に工期が遅延することが懸念されたため、1期工事については、通常の順打(じゅんうち)工法に工程計画を変更したことから、工期を3か月延伸する計画としました。

・建設業における働き方改革として、令和元年6月公布、令和2年施行の改正建設業法に示される工期適正化に向けた方針を踏まえ、建設業の働き方改革を見据えた工期設定が必要となったことから、工期を8か月延伸する計画としました。

建設工事費・解体工事費、移転・引越費、調査・設計費の合計である概算事業費については、基本設計策定時は約430億円でしたが、令和2年5月までの物価上昇分約3%を踏まえ、約446億円に変更となりました。



【区役所南側からの鳥瞰パース】

現在の庁舎レイアウトを継承し、区民会館、東棟、西棟で広場を囲む配置とします。広場に面する部分は建物を5階建てとし、東棟の南側を一部10階建てとします。屋上は積極的に緑化します。



【広場のパース】

広場に面する部分の建物は5階建てに抑え、開放感のある広場とします。
中央の道路は庁舎完成時には自転車歩行者道とし、広場と同様の仕上げとします。



【東棟東側メインエントランスのパス】
東側エントランスは、現庁舎と同様にピロティを設け、建物へはピロティから出入りします。



【西棟 2 階待合のパス】
待合空間は、広場に面した配置とし、明るく、温かみのある空間とします。



【区民会館エントランスホールのパース】

エントランスは、吹き抜けを設け、開放感のあるつくりとします。
エントランスには、第一庁舎1階のレリーフ、大階段を復元します。
天井は現庁舎と同様の格子状の天井とします。



【区民交流スペースのパス】

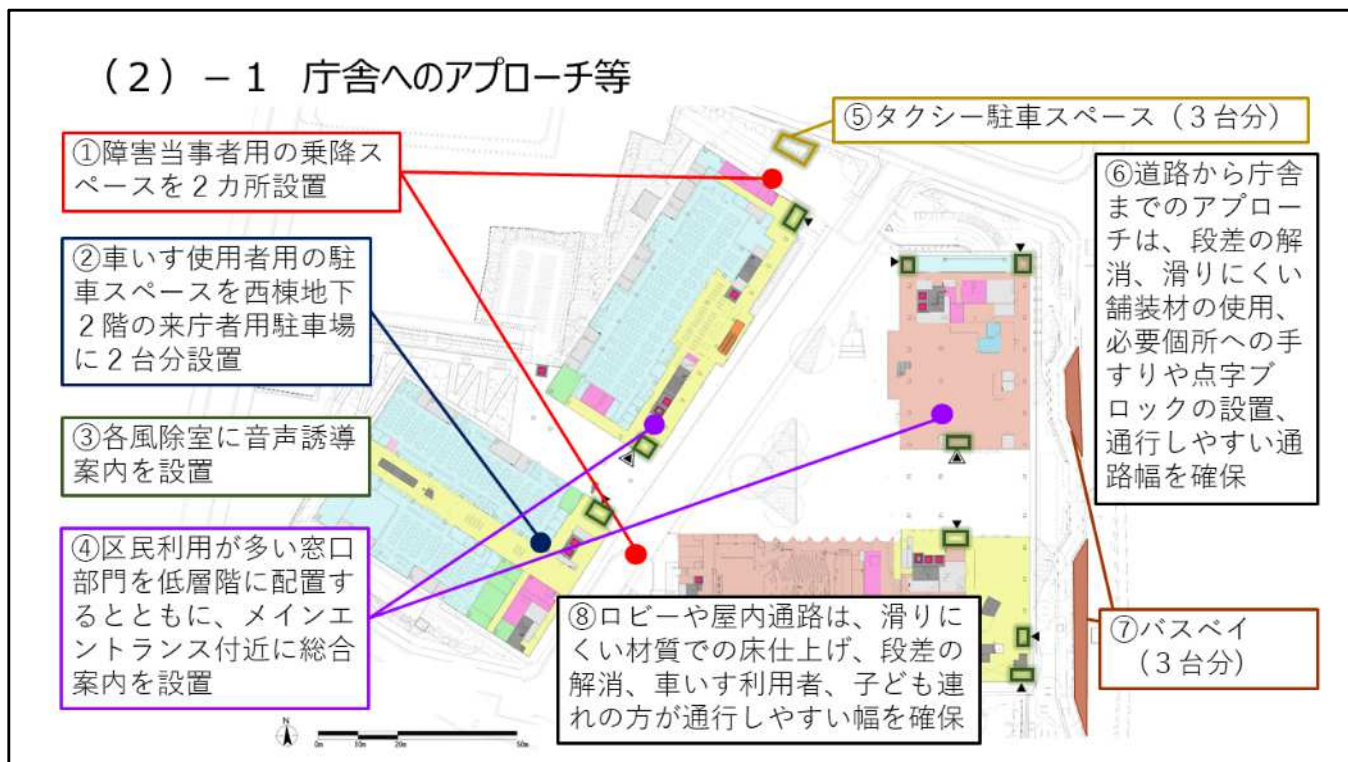
東棟の1階には区民活動に利用できる区民交流スペースを整備します。

区民交流スペースは、間仕切りを設けず、活動の内容に応じて自由にスペースを区切ることができる空間とします。

(2) 実施設計概要(案)について (ユニバーサルデザインの観点から)

(2) 実施設計概要(案)について(ユニバーサルデザインの観点から)
ここからは、実施設計概要(案)のうち、ユニバーサルデザインの観点から設計した点について説明します。

(2) - 1 庁舎へのアプローチ等



庁舎へのアプローチ等として次のとおりとします。

障害当事者用の自動車の乗降スペースを西棟北側と区民会館西側に設置しました。西棟北側の乗降スペースは、西1期棟2階の出っ張り部分の下にあるため、雨に濡れずに乗降できます。

車いす使用者用の駐車スペースを西棟地下2階の来庁者用駐車場に2台分設置します。区画の大きさは、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則に基づき幅を3.5メートル確保しています。

各風除室に音声誘導案内を設置します。

区民利用が多い窓口部門を低層階に配置するとともに、東棟、西棟の各メインエントランス付近に総合案内を設置します。

タクシーの駐車スペースを西棟北側に3台分設置します。

道路などから庁舎出入口までのアプローチは、段差を解消し、滑りにくい舗装材を使用するとともに、必要個所に手すりや誘導ブロックを設置し、通行しやすい通路幅を確保します。なお、点字ブロックは、道路から総合案内まで、総合案内から直近のエレベーターまで、直近のエレベーターから窓口（障害担当部）・トイレまで設置します。点字ブロックの突起高さは、総合案内までが5ミリ、他は車いす利用者やベビーカーの支障とならないように2.5ミリの突起高さの点字ブロックを設置する予定です。

バスベイを敷地東側に3台分確保します。

ロビーや庁舎内の通路は、滑りにくい材質で床を仕上げるとともに、段差の解消、車いす利用者や子ども連れの方が通行しやすい幅を確保します。

(2) - 2 エレベーター

火災時にも稼働する非常用エレベーターを東棟、西棟に各1台設置（停電時には非常用発電で利用が可能）

西棟地下1階～2階テラス

区民会館用
地下1階～2階

区民会館出演者用
地下1階～1階

- エレベーターのサイズ
〔非常用エレベーター〕
幅1800mm×奥行2000mm
扉幅1000mm
（車いす3台、介助者2名程度が乗入可能）
- 〔その他のエレベーター〕
幅1600mm×奥行1500mm
扉幅1000mm
- 乗り場とかご内には車いす利用者専用のボタンを設置するとともに、かご内には、手すり、鏡、出入口センサーを設置。
- 点字表示、文字の浮き彫りのあるボタンを設置。
- 非常時に聴覚障害者の存在を防災センターに知らせることができるボタンを設置。

新庁舎に設置するエレベーターは、図面に赤丸で示したとおり、東1期棟に3台（うち1台は火災時にも稼働する非常用エレベーター）、東2期棟に2台、西1期棟に1台、西2期棟に2台（うち1台は非常用エレベーター）、西3期棟に2台を設置します。

一部のエレベーターは停電時にも非常用発電機により、利用が可能です。区民会館には、地下1階から2階を結ぶエレベーターを1台、出演者が楽屋と地下1階の練習室を行き来するためのエレベーターを1台設置します。

この他に、西2期棟西側に、地上レベルから西2期棟2階のリングテラスを結ぶエレベーターを1台設置します。

・エレベーターのサイズ 東棟、西棟に各1台ずつ設置する非常用エレベーターは、かごの横幅が1.8メートル、奥行きが2メートル、扉の幅が1メートルで、車いす3台と介助者2名程度が乗れます。

その他のエレベーターは、かごの横幅が1.6メートル、奥行きが1.5メートル、扉の幅が1メートルとなっています。

・エレベーター等の仕様 エレベーター乗り場とかご内には、扉の開閉時間が通常より長くなる車いす利用者専用のボタンを設置するとともに、かご内には、手すり、鏡、出入口センサーを設置します。

・視覚障害者に配慮し、点字表示・文字の浮き彫りのあるボタンを設置します。

・また、非常時に聴覚障害者の存在を防災センターに知らせることができるボタンを設置します。

(2) - 3 災害時の避難対策

①西棟 2 階の非常用エレベーター附室は、リングテラスから直接出入りでき、リングテラス経由で避難可能



②火災報知器と連動した非常放送を建物全体に設置するとともに、光警報装置をトイレ・授乳室等に設置

③緊急地震警報装置と連動したパトライトを共用部各所に設置

④避難階段内の踊場を広く設け、防火区画内に一時待避スペースを設置



板橋区庁舎の事例
車いす利用者等の一時待避スペース

⑤東棟、西棟各階非常用エレベーター前の附室には、防災センターとつながるインターフォンを設置

⑥火災時にも非常用電源で稼働するエレベーターを東棟、西棟に各 1 台設置

来庁者が災害時に適切に避難できるよう、分かりやすい表示を設置しますが、このほかに次の設備等を設置します。

西棟 2 階の非常用エレベーター前の附室は、リングテラスから直接出入りでき、リングテラス経由で避難することができます。

火災報知器と連動した非常放送を建物全体に設置するとともに、火災報知器と連動した光警報装置をトイレ、授乳室、集会室、練習室などに設置します。

緊急地震警報装置と連動したパトライトをエレベーター前、廊下や多目的トイレなどに設置します。

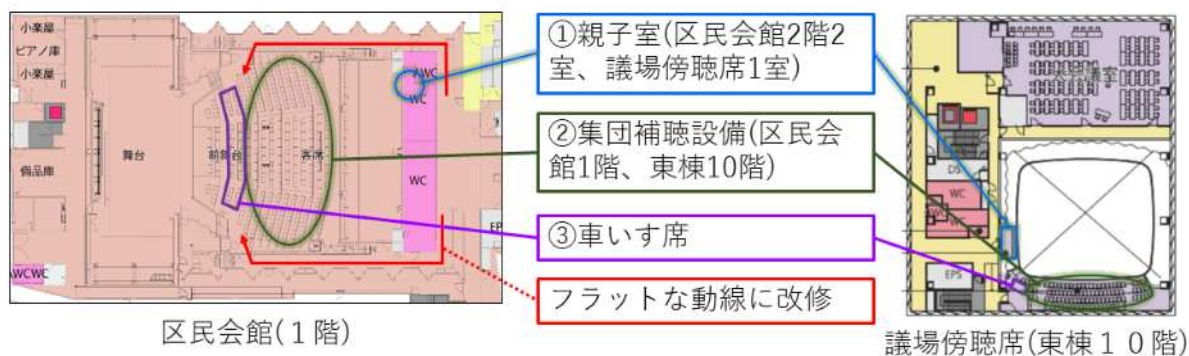
避難階段内の踊場を広く設け、防火区画内に一時待避スペースを設置し、安全に消火または救出を待つことができます。

東棟、西棟各階非常用エレベーター前の附室には、東棟地下 1 階の防災センターとつながるインターフォンを設置します。

先ほどのエレベーターの説明と重複しますが、火災時にも非常用電源で稼働するエレベーターを東棟、西棟に各 1 台設置します。

(2) - 4 区民会館ホール・議場傍聴席

- ①子ども連れの方や車いす使用者用でも、気がねなく観覧・傍聴できるよう親子室を設けます。
- ②ホール客席、議場傍聴席の一部に集団補聴設備を設け、聴覚障害者に配慮します。
- ③区民会館ホール客席最前列、議場傍聴席に、車いす席を設けます。
- ④区民会館ホールの車いす席に至る経路を上手、下手に設け、床をフラットに改修します。



区民会館ホール及び東棟10階の議場傍聴席は、多様な方々が気がねなく来ていただけるよう、次の設計とします。

区民会館ホール2階及び議場傍聴席には、子ども連れの方や車いす使用者用でも、気がねなく観覧・傍聴できるよう親子室を設けます。

区民会館ホールの客席及び議場傍聴席の一部に集団補聴設備を設け、聴覚障害者に配慮します。

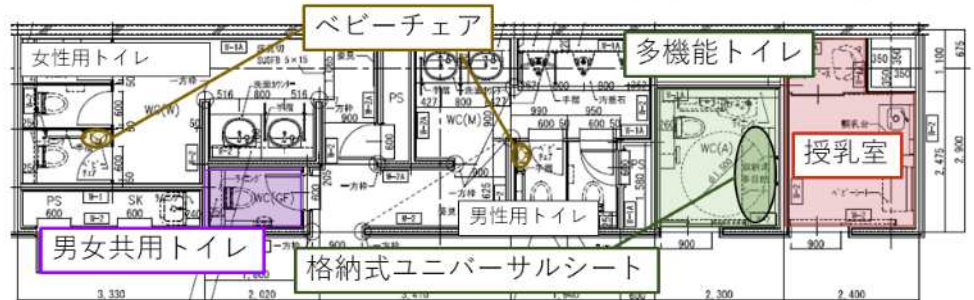
また、議場のモニターに手話通訳を上映するとともに、議場傍聴席に手話通訳ができるスペースを設けます。

区民会館ホールの客席最前列及び議場傍聴席には、車いす席を設けます。

区民会館ホールの車いす席に至る経路を上手、下手に設け、床をフラットに改修します。

(2) - 5 高齢者・障害者・乳幼児連れ・LGBTに配慮したトイレ

- ①多機能トイレ・男女共用トイレを適所に分散配置します。
- ②ベビーチェア・手すりを一般トイレに1か所以上設けます。
- ③オストメイト対応の多機能トイレを1、2階を中心に配置し、便座脇に非常呼出ボタン、入口に扉開閉ボタンを設置します。
- ④多機能トイレ入口・トイレ内には、音声案内を設置します。
- ⑤区民窓口がある1～3階の女子トイレには、子ども用小便器と子ども用便座を用意し、男子トイレには子どもが使用できる低リップタイプの小便器と子ども用便座を用意します。
- ⑥東西棟1階の一部の多機能トイレは、補助犬（盲導犬等）の排泄場所として利用します。



トイレ設置例（西棟1階北側）

新庁舎では、次のとおり高齢者、障害者、乳幼児連れ、LGBTに配慮したトイレを配慮したトイレを設置します。

車いすトイレ、オストメイト、介助のために大人の方でも横になれるユニバーサルシートなどの機能を備えた多機能トイレや男女共用トイレを適所に分散配置します。

なお、多機能トイレは、トイレの設置場所によって備わる機能が異なります。

ベビーチェア・手すりを一般トイレに1か所以上設けます。

オストメイト対応の多機能トイレを1、2階を中心に配置し、便座脇に非常呼出ボタン、入口に扉開閉ボタンを設置します。

多機能トイレ入口・トイレ内には、音声案内を設置します。

区民窓口がある1～3階の女子トイレには、子ども用小便器と子ども用便座を用意し、男子トイレには子どもが使用できる低リップタイプの小便器と子ども用便座を用意します。

東西棟1階の北側の各多機能トイレは、床にペット用シートを敷いて盲導犬、聴導犬、介助犬などの補助犬の排泄場所として利用していただけます。

なお、資料で示しているトイレの図面は、西棟1階北側に設置するトイレのもので、左からベビーチェアを設置した女性用トイレ、男女共用トイレ、ベビーチェアを設置した男性用トイレ、オストメイト、格納式のユニバーサルシートを備えた多機能トイレ、一番右側にベビーシート、調乳台、授乳スペースを備えた授乳室が配置されます。

(2) - 6 利用しやすい窓口等

- ①窓口カウンターは車いす利用者や高齢者の方が利用しやすい高さ、足元が広い形状のものを設置します。
- ②窓口、待合以外にも適切にベンチや椅子を設置し、乳幼児連れや高齢者等に配慮します。
- ③乳幼児を連れて来た方が多い窓口には、ベビーカーの入るカウンターやキッズスペース、授乳室などを設置します。
- ④発達障害や知的障害、精神障害の特性のある方や家族のためのクールダウン・カームダウンスペースは会議室・相談室を活用します。



窓口カウンターのイメージ

新庁舎における窓口等は、来庁者が利用しやすいよう、次の設えとします。

窓口カウンターは車いす利用者や高齢者の方が利用しやすい高さ、足元が広い形状のものを設置します。

窓口、待合以外にも適切にベンチや椅子を設置し、乳幼児連れや高齢者等に配慮します。

乳幼児を連れて来た方が多い窓口には、ベビーカーの入るカウンターやキッズスペース、授乳室などを設置します。

発達障害や知的障害、精神障害の特性のある方やご家族が落ち着くためのクールダウン・カームダウンスペースは会議室・相談室を活用します。

(2) - 7 サイン

- ①目的の場所に迷わず行けるように「案内」、「誘導」、「位置」のサインを敷地入口、建物入口、総合案内、エレベーターホールなど適所に配置し、利用者が円滑に施設利用できる計画とします。
- ②サインは、外国人の利用にも配慮し、多言語・ピクトグラムで表記し、誰にでも分かりやすい計画とします。
- ③ピクトグラムは原則 J I S 規格、文字は UD フォントとし、見やすいサインとします。
- ④案内サインの設置位置は、車いす利用者と立位の利用者の双方が見やすいよう、中心高さを 1250mm 程度に設定します。
- ⑤視覚障害者等のために音声案内設備、触知案内板を設置します。

公共施設マネジメント推進課
Public facilities Management Promotion Div.
1234567890

UDフォントのイメージ

新庁舎におけるサインは、世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備検討会等におけるご指摘などを踏まえ、今後具体的に検討しますが、その際にベースとなる考え方は次のとおりです。

来庁者が、目的の場所に迷わず行けるように「案内」、「誘導」、「位置」のサインを敷地入口、建物入口、総合案内、エレベーターホールなど適所に配置し、利用者が円滑に施設を利用できる計画とします。

サインは、外国人の利用にも配慮し、多言語・ピクトグラムで表記し、誰にでも分かりやすい計画とします。

ピクトグラムは原則 J I S 規格、文字は UD フォントとし、見やすいサインとします。

案内サインの設置位置は、車いす利用者と立位の利用者の双方が見やすいよう、中心高さを 1250mm 程度に設定します。

視覚障害者等のために音声案内設備、触知案内板を設置します。

このほかに、高齢者や弱視の方への見やすさを考慮し、文字と図と地の色の明度差は 5 程度以上を確保します。

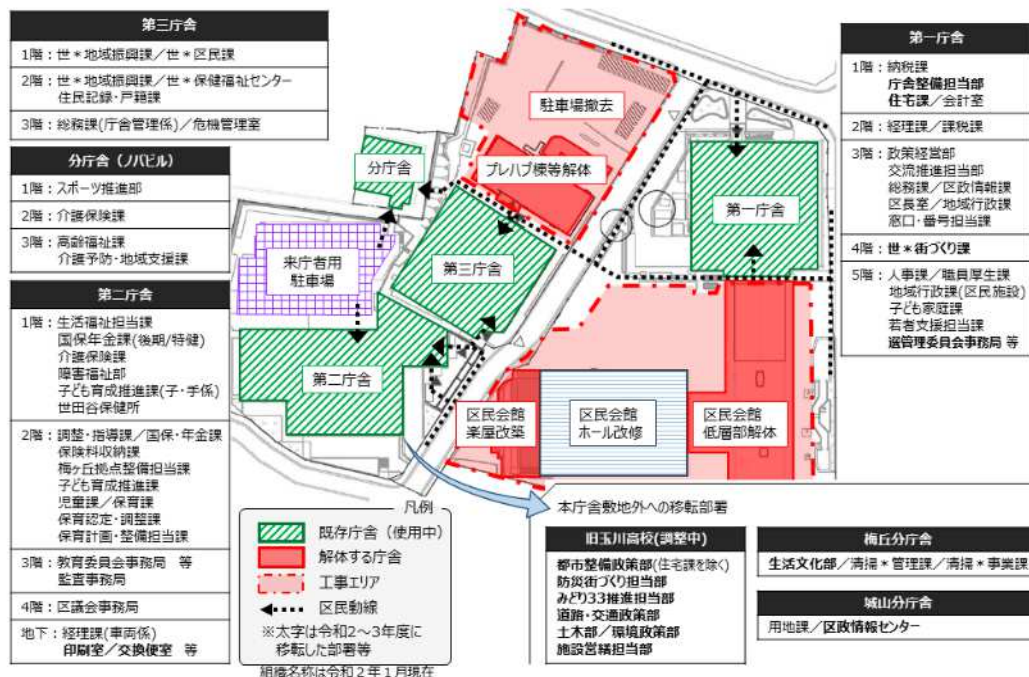
3 建設計画及び工期ごとの部署配置について

同一敷地内で、解体・建設を繰り返す今回の本庁舎等整備においては、限られた敷地スペース内での来庁者の動線などに配慮するとともに、適宜、工事期間中の窓口の配置などを区のおしらせ、ホームページなどによる周知に努めます。

ここからは、1期、2期、3期の各工期ごとの既存庁舎の利用方法、取壊し及び建設等の計画並びに部署配置についてご説明します。

〔1期工事中（令和3年2月～）〕

（令和3年度末時点）



こちらの図面は、令和3年2月から開始する1期工事中の令和3年度末時点の各庁舎や来庁者の動線を表したものです。

凡例として、緑色の斜線で囲われた部分は、引き続き使用する庁舎を赤い枠で囲われた部分は、解体する庁舎等を赤い点線で囲われた部分は、工事用の仮囲いを設置する工事エリアを黒い点線は来庁者の動線を表したものです。

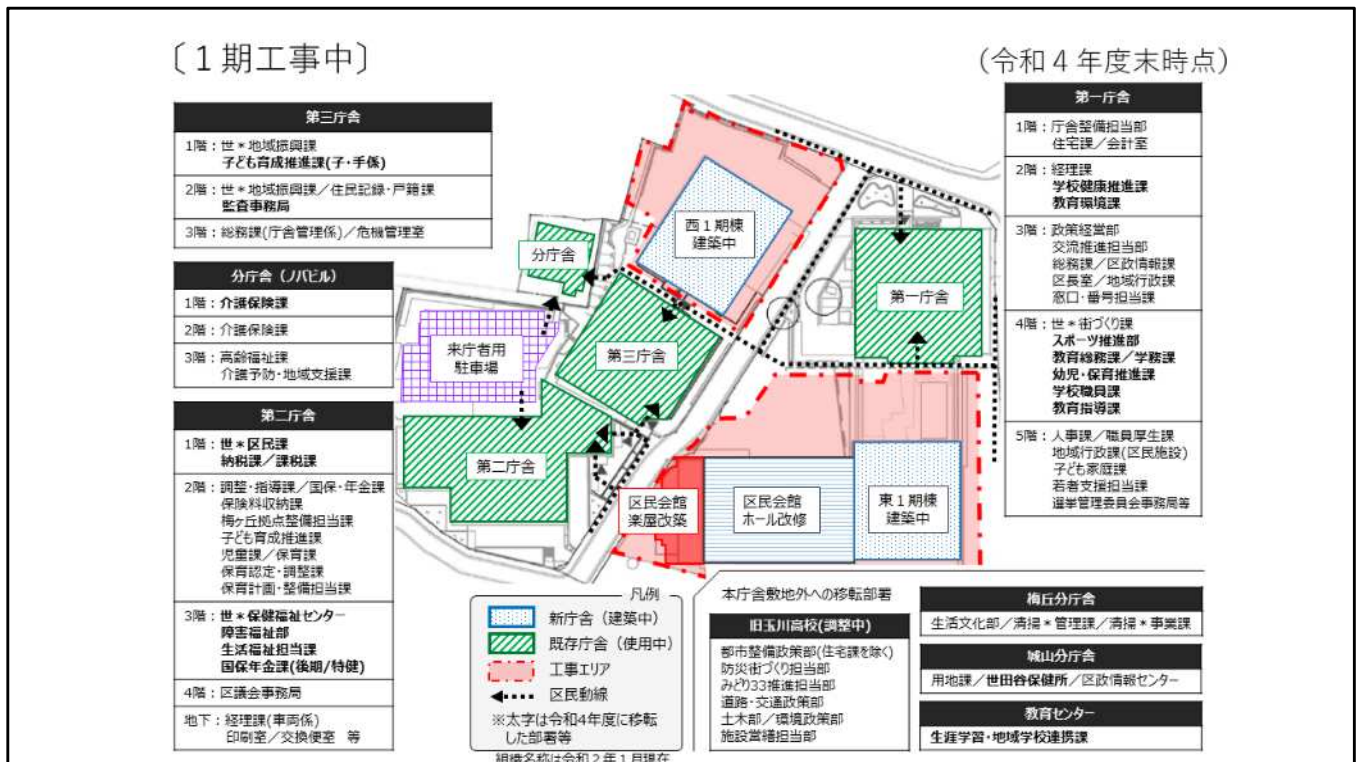
また、各庁舎ごとに、各部署の配置を示していますが、黒い太文字は移転した部署を示しています。

この他に、来庁者用駐車場は第二庁舎裏に移転します。

1期工事の概要としては、区民会館東側低層部、楽屋部分、第三庁舎プレハブ棟、来庁者用駐車場を解体し、東1期棟、西1期棟、区民会館ホール楽屋部分を建設し、区民会館ホールを改修します。

令和2年度には、生活文化部が梅丘分庁舎へ、都市整備領域や環境政策部が旧玉川高校へ移転します。

また、1期工事で取り壊すことになる区民会館低層部や第三庁舎プレハブ棟の部署も移転することになります。

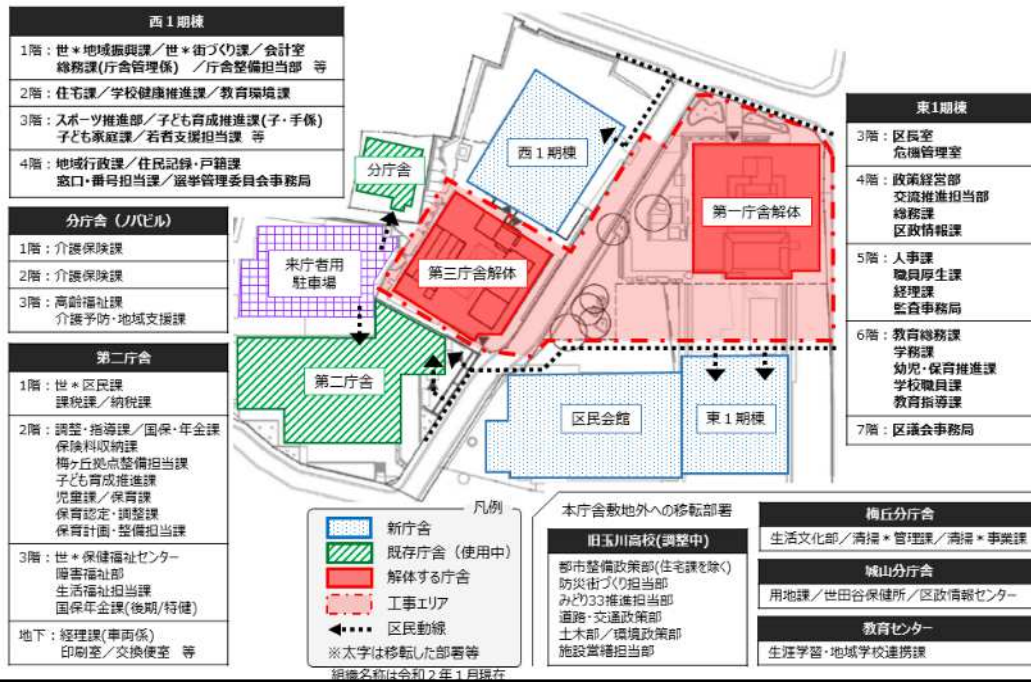


こちらの図面は、令和3年2月から開始する1期工事中の令和4年度末時点の部署配置等を表したものです。

新たな凡例として、青い枠で囲われた部分が建築中の新庁舎等を表したものになります。

先ほどの令和3年度末時点から大きく変わった点として、区民窓口が第三庁舎1階から第二庁舎1階へ、保健福祉センターが第三庁舎2階から第二庁舎3階へ、障害福祉部、国保年金課の後期高齢者担当が第二庁舎1階から第二庁舎3階へ、介護保険課が第二庁舎1階からナビル1階へ、保健所が第二庁舎1階から城山分庁舎へ、課税課、納税課が第一庁舎から第二庁舎1階へ移転します。これらの移転は、東1期棟、西1期棟が完成した後、第三庁舎を取り壊す2期工事にスムーズに着手できるよう、先行して移転を実施するためのものです。

〔2期工事中（令和5年6月～）〕



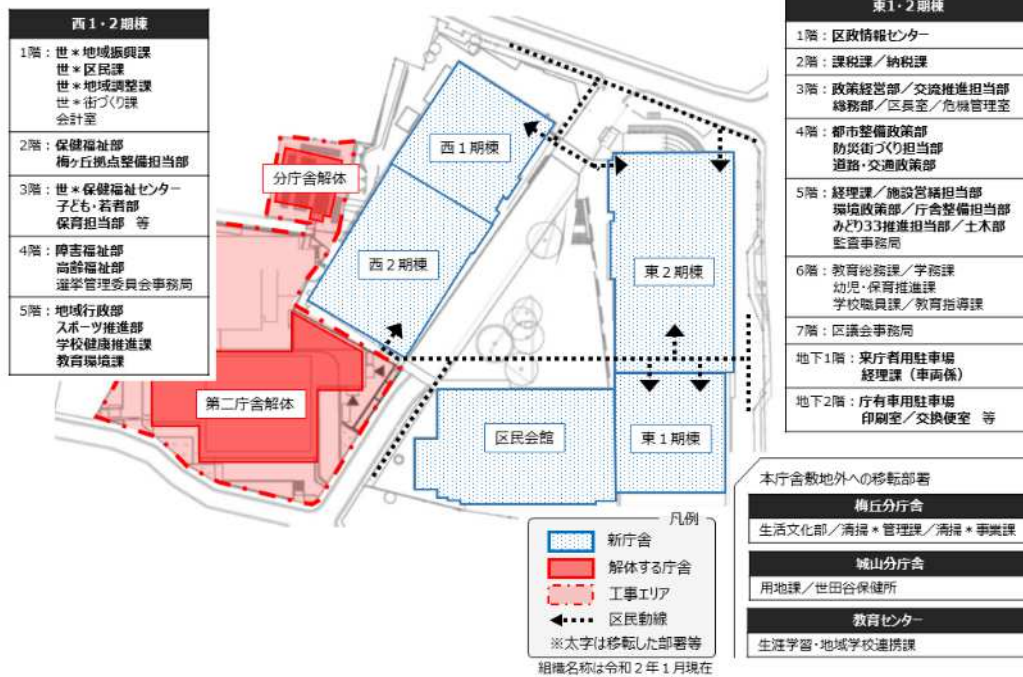
こちらの図面は、令和5年6月から開始する2期工事中の部署配置等を表したものです。

1期工事で完成した東1期棟、西1期棟へ移転した後、第1庁舎、第3庁舎の取壊しに着手します。

2期工事中は、第1庁舎と第3庁舎の間の中央区道が工事エリアに含まれるため、西1期棟と他の庁舎の往来に多少時間を要することになります。

その他の大きな動きとしては、東1期棟に旧玉川高校から都市整備領域が移転するとともに、区議会の機能も東1期棟へ移ります。

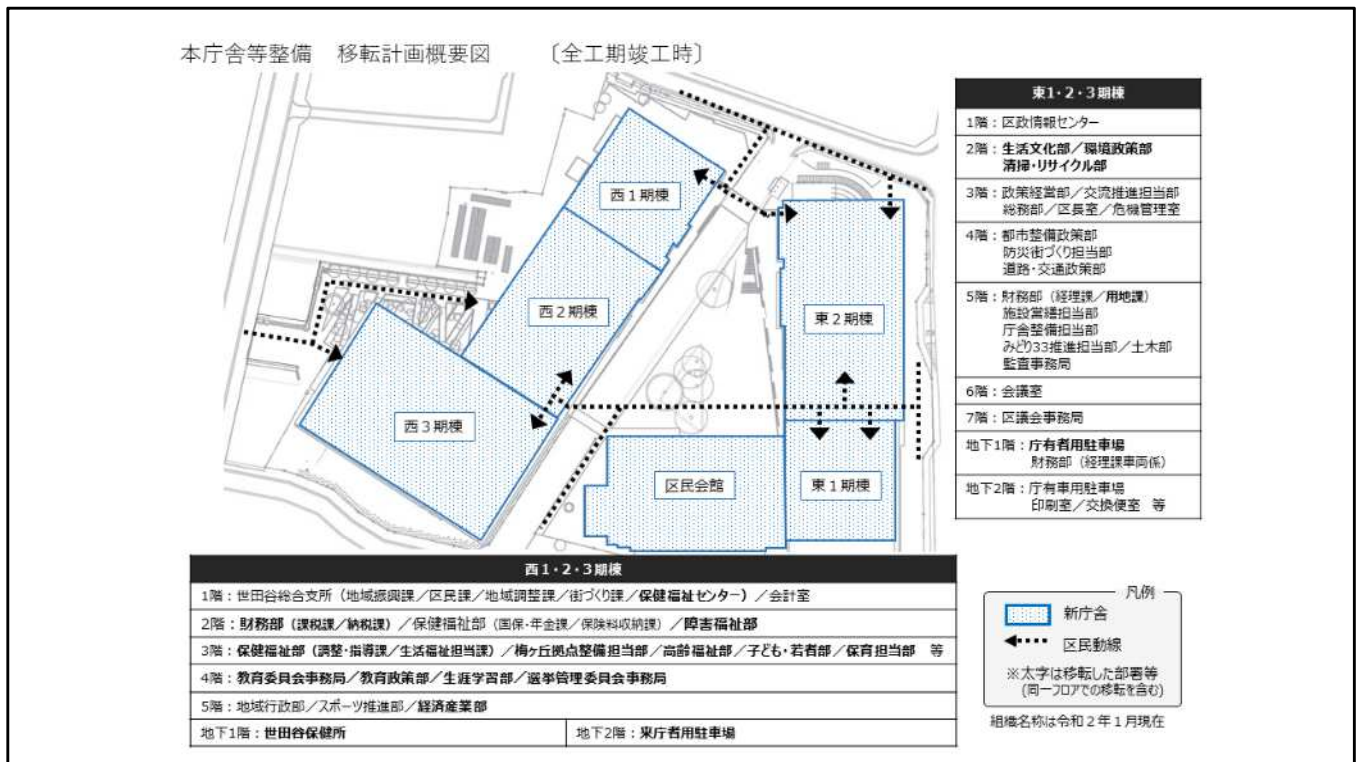
〔3期工事中（令和7年8月～）〕



こちらの図面は、令和7年8月から開始する3期工事中の部署配置等を表したものです。

3期工事では、第二庁舎を解体し、西3期棟を建設します。

大きな動きとしては、来庁者用駐車場が東棟地下1階の駐車場へ、
 区民課が第二庁舎から西棟1階へ、
 保健福祉部が第二庁舎から西棟2階へ、
 保健福祉センターが第二庁舎から西棟3階へ、
 障害福祉部、高齢福祉部が西棟4階へ、
 課税課、納税課が第二庁舎から東棟2階へ移転します。



こちらの図面は、令和9年4月に全体竣工した後の部署配置等を表したものです。

来庁者用駐車場は西棟地下2階に移転します。

今後、組織改正による部署名や人員の増減などがあれば、現在の部署配置計画を基本にその都度検討することになります。

各部署の配置場所、詳細な移転時期、来庁者の動線などは、適宜、適切な周知に努めていきます。

4 今後の予定

最後に、今後の予定についてご説明します。

- 令和2年5月 施工者選定のための入札公告
- 令和2年9月頃～ 先行解体別途工事（区民会館東側噴水）
- 令和2年12月 施工者と契約締結

- 令和3年2月～ 1期工事（区民会館東側低層部、第3庁舎プレハブ棟解体／東1期棟・西1期棟建設、区民会館ホール改修）
- 令和5年6月～ 2期工事（第1、3庁舎解体／東2期棟・西2期棟建設）
- 令和7年8月～ 3期工事（第2庁舎、分庁舎（ノバビル）解体／
- 西3期棟建設）
- 令和9年4月 全体竣工

令和2年5月から、本庁舎等の解体、建設を委託する施工者を選定するための入札を公告します。

なお、本庁舎整備にかかる入札は、制限付一般競争入札による総合評価方式の技術提案評価型と呼ばれる方式で実施します。

令和2年9月頃からは、本庁舎等の本体工事とは別に、区民会館東側の噴水の解体工事を先行して別途行います。

令和2年12月には、議会の承認を得た後、入札により決定した施工者と契約を締結します。

令和3年2月から令和5年5月まで1期工事を行い、

令和5年6月から令和7年7月まで2期工事を行い、

令和7年8月から令和9年4月まで3期工事を行います。



以上をもって、実施設計概要（案）の説明を終わります。

冒頭でもご説明しましたが、今後は建築基準法に則った手続や施工者選定の手続きを行っていきます。

区民の皆様には、区のおしらせやホームページ、第1庁舎1階に設置している情報発信の場である「Info - Ba（場）」などにおいて、本庁舎整備に関する情報を引き続き発信していきます。